

知事意見

「（仮称）群馬安中メガソーラー発電所建設事業に係る環境影響評価方法書」に対する意見について

令和7年1月28日

1 大気環境

- (1) 低周波騒音の測定について、変電施設設置範囲周辺を調査範囲として追加することを検討すること。
- (2) 騒音・振動について、変電施設からの騒音や振動による共振状態が起きないように、設備の設置場所や設置方法など設計等を十分に検討すること。なお、検討にあたっては地形断面図や設備断面図を用いること。
- (3) 工事中における騒音・振動について、工事車両に対する周辺道路の交通整備をしっかりと行いその対応方法を準備書に記載すること。
- (4) 交通計画について、旧信越本線、アプトの道、旧中山道がそれぞれどう干渉しているか判別できる図面を追加すること。また、その図面に計画地へのアクセス路や自営線の位置も示すこと。
- (5) 方法書9ページ表2-2「主な工事内容」の伐採工事について、樹木には騒音・振動の軽減や目隠し効果もあるため、樹木の枝打ちは必要最小限にするよう検討すること。
- (6) 方法書10ページ図2-3「資材運搬等の車両の主要な走行経路」について、自営線の埋設に伴う大規模な暗渠工事により文化遺産への毀損が危惧されるほか、近くを走行するトロッコ列車による地盤振動による影響が考えられることから、埋設する自営線の配置をアプト道から十分離れた位置に設計するよう検討すること。また、自営線の位置、規模及び構造についてわかる範囲で示すこと。
- (7) 方法書111ページ表3.3-14「計画地周辺の交通量」について、休日の交通量を示すこと。また、ゴルフ場への自動車利用台数（顧客利用台数及び従業員等利用台数）を示すこと。
- (8) 方法書146ページ表4.2-2(1)「環境影響評価項目の選定する又は選定しない理由」の騒音・振動について、低周波騒音計と低周波加速度計による供用前後の調査を検討すること。また、供用前の調査について、過去の太陽光発電の資料や同規模の変電施設の資料を参考にすること。

2 水環境

- (1) 水生生物の調査について、霧積川に群生している水辺の植物が確認できることから、調査範囲に植物を追加すること。
- (2) 計画地内からの排水について、近隣農地及び河川に影響が生じないよう適正に管理すること。

3 地盤環境

- (1) 切土・盛土について、工事期間は令和9年4月からとされており宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制区域指定後であることから、一定規模以上の切土・盛土等を行う場合は、同法の対象となるため、許可・届出の可否を群馬県建築課へ協議すること。

4 生物環境

- (1) 計画地の自然植生やシカ等野生生物の対応について、共生できるよう計画地の設計を検討すること。
- (2) 動物調査について、センサーカメラ等を使用し写真を記録しておくこと保護に活用できるため検討すること。
- (3) 現存するススキの草地などの自然環境について、小動物の生息場所になり得ることから、最大限残せるような対応を検討すること。
- (4) 方法書66ページ表3.2-38(1)「注目すべき種（鳥類）」の番号15「種名：コウノトリ」について、コウノトリは国指定特別天然記念物であることから鳥類生息調査において留意すること。
- (5) 方法書71ページ表3.2-41(1)「注目すべき種（昆虫類）」について、計画地域に生息していない種が含まれていることから、生息地域の情報の整理を検討すること。
- (6) 方法書168ページ表5.8-2「調査方法（植物）」について、Braun-Blanquet（1964）の植物社会学的方法に基づいて、適切な範囲（面積）での植生調査を検討すること。
- (7) 方法書168ページ表5.8-3「調査期間等（植物）」の調査期間・頻度等について、夏季から9月頃までの実施を検討すること。
- (8) 方法書171ページ「5.9 動物③調査地点」について、鉄塔などを建てるとその場所に貴重な鳥が生息する事例もあるため、自営線付近の調査も検討すること。
- (9) 方法書171ページ表5.9-2(2)「調査方法（動物）」について、一部の地点で白幕を張ったカーテン式の調査方法を取り入れることを検討すること。なお、調査の時間帯は21～22時までを目安にすること。併せて昆虫類の調査期間に初夏を追加することを検討すること。
- (10) 方法書187ページ「(1)土地利用計画」について、植栽する植樹は在来種を基本として地域の潜在自然植生等に配慮したものにすること。

5 人と自然との触れ合い

- (1) 景観について、計画地周辺はアプト道等の観光資源があることから、多角的な視点から調査地点の追加を検討すること。また、モンタージュの作成も検討すること。
- (2) 景観について、丸山変電所から計画地方向を見た現況写真を撮影し添付すること。また、めがね橋方面の貯水池（碓氷湖）まで史跡の範囲が及んでいるため、その地点からの写真も添付すること。
- (3) 景観について、これまで地域が刻んできた歴史を踏まえた評価を検討すること。
- (4) 太陽光パネルの色について、際立たないものにする。
- (5) 埋蔵文化財について、計画地が周辺の埋蔵文化財包蔵地（U112遺跡）に隣接し、さらに計画地内には古代東山道推定駅路が該当しており、事業計画によっては試掘調査が必要になるため事前に安中市文化財課と協議すること。
- (6) 方法書9ページ表2-2「主な工事内容」の造成工事について、掘削範囲を踏まえて試掘調査の必要性を検討する必要があることから、掘削範囲の分かる平面図及び断面図を示すこと。
- (7) 方法書89ページ表3.2-50「指定文化財の状況」について、自営線を設置する場合「旧碓氷峠鉄道施設」を避けるよう検討すること。なお、丸山変電所付近に設置を検討するのであれば、史跡の地図を図面により自営線の通過場所及び方法を明確に示すこと。
- (8) 方法書93ページ図3.2-16「埋蔵文化財の状況」について、試掘調査等による遺跡の有無確認の必要性を検討するために、できる限りゴルフ場建設時の切土・盛土の範囲を示す図面を提示すること。
- (9) 方法書183ページ(3)評価手法「①環境影響の回避または低減に係る評価」について、地域を定めず種として指定された天然記念物に遭遇・発見した場合には対応を十分配慮すること。

6 環境への負荷

- (1) 環境への負荷低減について、太陽光発電により二酸化炭素を排出しないで電力を生み出す利点を準備書の導入部分に追記することを検討すること。
- (2) 工事及び事業に伴って排出される廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に則り適正に処理すること。

7 その他

- (1) 光害について、日の出の時間帯も踏まえた設計を検討すること。
- (2) 工事中における環境保全措置について、周辺住民の生活環境に影響を及ぼさないよう必要な措置

を講じること。